

「健康実感!! はずむスポーツ」を合言葉（キャッチフレーズ）に、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現につとめます。

### 基本的な考え方とめざすべき方向

スポーツは、人間が本来持っている体を動かすという欲求を満たす人類の文化であり、心身両面に対して様々な効用を与えてくれます。その効用は、体力の向上、生活習慣病の予防など健康の保持増進だけでなく、精神的充足によるストレスの発散、他者とのコミュニケーション能力や思いやりの心をはぐくむなど、心身の健全な発達を促すものです。

また、人間関係が希薄化している地域社会において、スポーツを通じて交流を深めることは、市民相互の新たな連携を生み、地域の連帯感や活力を醸成してくれます。

さらに、スポーツとのかかわり方については、自ら行うスポーツだけでなく、見て楽しむスポーツやボランティアとして支援するスポーツなど、生活の質的向上やゆとりを生み出すことのできる様々なスポーツの形態があることから、多様化するニーズに的確に応えていく必要があると考えています。

これまで本市では、スポーツが生み出すこうした様々な効用やニーズを踏まえ、市民のだれもが気軽にスポーツに親しむことができるような環境づくりにつとめるとともに、スポーツ施設の計画的な整備を進めてきました。

今後は、市民のスポーツへの主体的な取組を促進しながら、そのニーズに適切に応え、体力、年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

そのため、スポーツ活動の多様化に対応できる体制づくりや競技力向上をめざしたスポーツ環境づくりのほか、施設の計画的な整備と効率的な運営をはかり、市民のだれもが気軽にスポーツ活動を実践できる環境の整備を進め、スポーツを通じた健康な心と体づくりや地域の連帯感の醸成につとめます。



## 重点施策とその取組

### I 市民スポーツの振興

#### 1 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現

##### (1) 生涯スポーツ推進体制の整備・充実

幅広い世代の市民がスポーツを通じた健康づくりや生きがいをづくりに取り組むことができるよう、イベント案内の充実をはかるとともに、スポーツボランティアの活動など、スポーツに関連する様々な情報を収集し提供するほか、体育の日に開催している「健康のつどい」において、体力測定実施者に対して、最適なスポーツプログラムの指導や助言を行います。

また、高齢者や障害のある人のスポーツ活動への参加機会の拡大につとめます。

こうした市民の生涯スポーツの振興をはかるため、秋田市スポーツ振興基金を有効に活用します。

##### (2) 自主スポーツクラブの結成および育成

秋田県中央地区広域スポーツセンターとの連携をはかりながら、総合型地域スポーツクラブ（※1）など自主スポーツクラブの設立支援や育成につとめるとともに、新たに設立するクラブに対して指導や助言を行います。

また、既存の地域ジュニアスポーツクラブの活動の充実をはかります。

##### (3) 実践活動の促進

気軽に取り組むことができるニュースポーツ（※2）を紹介・導入して、スポーツ実践の機会の創出につとめ、子どもから高齢者まで年齢にかかわらず、スポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

##### (4) 学校体育施設の利用促進

市民のスポーツ活動の機会を拡充するため、すべての市立小学校の体育施設を開放します。

### II 指導者の育成

#### 1 スポーツに関する市民ニーズへの対応

##### (1) 指導者研修の充実

スポーツ指導者を対象に、新しい情報や専門的な知識・技能を身につけるための講習会を開催し、体育指導委員（※3）やスポーツ推進員（※4）の資質向上につとめながら、多様化するスポーツに関する市民のニーズへの対応をはかります。

※1 総合型地域スポーツクラブ

多世代、多志向、多種目にわたってスポーツ活動をし、地域住民が自主的に運営していくクラブ

※2 ニュースポーツ

技術やルールが比較的簡単で、年齢や体力に関係なく誰でも容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたり紹介されたスポーツ

### Ⅲ 競技スポーツとスポーツ関係団体の充実強化

#### 1 組織の拡充とスポーツ活動の推進

- (1) 関係諸団体との連携  
競技力向上のための講習会やトップアスリートを招いた練習会のほか、関係団体と連携しながら指導者講習会などを開催します。
- (2) 各種大会等への支援  
東北、全国大会などの競技大会に出場する選手への支援につとめるほか、全国的スポーツイベントの誘致を支援します。
- (3) 各種スポーツ団体の育成  
秋田市体育協会などの全市的な団体や市内小学校区ごとに組織されている地区体育協会、地域や愛好者で構成するサークル団体などの身近な団体の育成と支援につとめます。
- (4) スポーツを通じた交流活動の促進  
海外および国内の友好姉妹都市等とのスポーツを通じた交流活動の促進につとめます。

### Ⅳ スポーツ施設の整備・充実

#### 1 効率的活用と計画的整備

- (1) スポーツ施設の有効活用  
施設の有効活用をはかるため、各種大会などの利用以外に、個人が気軽に利用できる一般開放日を設けるなど、市民が幅広く有効に活用できるようつとめます。
- (2) スポーツ用器具の整備・充実  
スポーツ用器具の計画的整備とニュースポーツの貸出用器具の充実をはかります。
- (3) スポーツ施設の適正な維持管理  
障害のある人に配慮した施設整備を推進するとともに、利用者がより快適に使用できるよう、スポーツ施設の適正な維持管理につとめます。

#### ※3 体育指導委員

スポーツ振興法に基づき、教育委員会が委嘱し、地域のスポーツの実技指導、スポーツに関する指導・助言を行う者

#### ※4 スポーツ推進員

ニュースポーツの普及を目的に創設した本市独自の制度で、教育委員会が委嘱し、地区スポーツ活動を推進するため、体育指導委員等と連携しながら、スポーツに関する指導・助言を行う者